

生徒の皆さん、保護者の皆さんへ

株式会社高垣組

2027年度 奨学生募集要項 (高等学校 本年度卒業予定者用)

1. 奨学金の趣旨

本奨学金は、学業に意欲を持ちながらも経済的な理由により進学が困難な生徒を支援し、建設技術を習得するため学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校に入学する者で、卒業後直ちに、株式会社高垣組への入社を希望する者の内、学業・人物共に優秀かつ健康である者に対し奨学金を貸与することを目的とする。

2. 応募資格

下記のすべての要件を満たす方

- (1) 2027年3月現在、高等学校の本年度卒業予定者であり、高等学校卒業後は、東海工業専門学校金山校の下記の対象学科への入学を希望している。

対象学科

・ 建築工学科 (2年制)
・ 建築設備科 (2年制)
・ 大工技術科 (2年制)
・ インテリアデザイン科 (2年制)
・ 建築ライセンス科 (1年制)
・ 建築ライセンス本科 (2年制)
・ 土木工学科 (2年制)
・ 測量設計科 (2年制)

- (2) 対象学科卒業後は、株式会社高垣組への入社を希望している。
(3) 学業・人物共に優秀かつ健康である。
(4) 対象学科卒業年度において、30歳未満である。
(5) 外国人留学生ではない。

3. 貸与内容

(1) 貸与額・利息

奨学金として、総額300万円を分割して、全額無利息で貸与します。

但し、建築ライセンス科及び建築ライセンス本科については、以前に奨学金を受給している場合は重複しての申請は出来ない。また、建築ライセンス科は1年制のため、奨学金の金額を変更する。

(2) 貸与予定時期

奨学金の貸与予定時期は、下記のとおり予定しています。

貸与予定時期	貸与額
2027年3月	1,500,000円
2027年9月	500,000円
2028年3月	500,000円
2028年9月	500,000円

※上記は予定であり、貸与時期は変更となる可能性があります。

(3) 貸与期間

原則として初回の奨学金貸与から、東海工業専門学校金山校の正規の就学年限の終了までの期間です。

4. 目的外利用の禁止

奨学生は、株式会社高垣組から貸与された奨学金を、東海工業専門学校金山校の修学・卒業及び資格取得のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはなりません。

5. 募集人数

・若干名

6. 応募方法

下記の必要書類を提出期限内に「17. 書類提出先」へ提出してください。

①奨学金貸与申請書

②履歴書

③健康診断書

(原則、学校へ依頼し、高校入学～奨学金応募直前までに学校で実施されたもののすべての結果を添付)

(学校実施のものを添付できない方は、別途ご相談ください)

④奨学金貸与申請 調査書

(2025年の年間収入額が証明できるものを添付)

⑤奨学金応募直前学期(第3学年1学期)までの高等学校の調査書
(学校へ依頼してください)

その他、株式会社高垣組が必要と認めた場合には、追加書類のご提出を求める可能性があります。

7. 書類提出期限

2026年11月30日(月) 必着でお願いします。

※提出書類の一部が期日に間に合わない場合は、別途ご相談ください。

8. 奨学金貸与学生(以下、奨学生という)の選考

株式会社高垣組による奨学生選考(書類審査及び面接等)を経て、**12月末までに**合否を判定する予定です。但し、ご提出書類に不備があった場合や、面接の実施時期によっては、合格判定が遅れる可能性がありますので、何卒ご了承ください。尚、面接日の詳細は、別途本人へ通知します。

選考の結果については、結果が確定次第、本人へ通知します。

奨学生選考に合格し、東海工業専門学校金山校の入学試験にも合格した後に、株式会社高垣組から奨学金貸与に必要な申請書類(奨学金貸与に関する契約書など)を郵送いたします。

9. 奨学生となった場合

奨学生となりましたら、別途指示される期日までに、連帯保証人と連署した奨学金貸与に関する契約書を、「18. 書類提出先」へ提出してください。

10. 奨学金貸与に関する契約内容を変更しなければならない場合

やむをえぬ事情により、学科・専攻科を転科しなければならない事由等が発生した場合には、速やかに株式会社高垣組へ報告・申請をしてください。株式会社高垣組が承認した場合に限り、契約内容の変更等、必要な手続きを行なうものとします。

11. 奨学金の振込み

奨学金の振込まれる時期と金額(貸与額)は「3. 貸与内容」に記載の通りとし、奨学金は、奨学生が指定した本人名義の口座へ、株式会社高垣組の振込み手数料負担により振込まれます。

※振込日が金融機関の休業日(土日祝日等)にあたる場合は、その前営業日となります。

1 2. 奨学金の返済猶予

奨学生が奨学生資格または奨学金受給資格を喪失することなく、株式会社高垣組へ入社した場合、奨学金総額300万円の返済について猶予期間を設けます。猶予期間は、入社日から起算して5年経過した時までとします。

1 3. 奨学金の返済の免除

奨学生が奨学生資格または奨学金受給資格を喪失することなく、株式会社高垣組に5年継続勤務した場合、奨学金総額300万円の返済を免除し、1ヶ月継続勤務毎の返済免除額は下記の計算式のとおり50,000円となります。

奨学金(300万円)÷60ヶ月＝1ヶ月継続勤務毎の返済免除額(50,000円)

ただし、1ヶ月の内、1日も出勤の無かった月に関しては、上記継続勤務の月数には算入せず、返済の猶予は継続されますが、当該月分の返済免除は行わないものとします。

(例) 出勤無しの月が1ヶ月の場合、奨学金全額返済免除にかかる年月は入社日から起算して5年1ヶ月となります。

1 4. 奨学生資格及び奨学金受給資格の喪失と返済

奨学生資格及び奨学金受給資格の喪失と奨学金の返済に関しては、入学前及び在学中においては東海工業専門学校金山校と株式会社高垣組が下記の(1)の各場合において総合的に判断して決定するものとし、対象学科卒業後においては下記の(2)に定めるところに従うものとします。

尚、奨学生資格及び奨学金受給資格を喪失した場合、株式会社高垣組での採用は、原則見送りとなります。

(1) 入学前及び在学中の奨学生資格の喪失と奨学金の返済

①奨学生資格の喪失

- (ア) 奨学生が東海工業専門学校金山校に入学しなかった場合
- (イ) 株式会社高垣組への就職を希望しなくなった、または辞退した場合
- (ウ) 就学が不可能になった場合
- (エ) 東海工業専門学校金山校を退学した場合
- (オ) 東海工業専門学校金山校及び株式会社高垣組への提出書類・申請事項に虚偽があった場合
- (カ) 学費及びその他費用について、支払いを滞納した場合
- (キ) 健康を害し、株式会社高垣組入社後の勤務に耐えられないと認められた場合
- (ク) 暴行・脅迫・その他社会的秩序を乱す行為があった場合
- (ケ) 東海工業専門学校金山校の通年評価において、総合成績が下位3分の1以下に該当した場合

尚、成績順位の算出方法は、東海工業専門学校金山校の評価基準に従うものとします

(コ) 進級できなかった場合

(サ) 建築士・施工管理技士資格の取得見込みがない場合

(シ) その他、株式会社高垣組の社員となるに相応しくない行為があると東海工業専門学校金山校及び株式会社高垣組双方が判断した場合

②奨学金の返済

奨学生資格を喪失した場合は、原則として既に受領した奨学金を資格喪失後30日以内に一括して株式会社高垣組へ返済しなければなりません。

(2) 対象学科卒業後の奨学金受給資格の喪失と奨学金の返済

①奨学金受給資格の喪失

(ア) 株式会社高垣組の入社日に入社しなかった場合

(イ) 入社日前日までに、普通自動車運転免許(AT限定不可)を取得できなかった場合

(ウ) 入社日から起算して5年未満で退職した場合

上記、(ア)(イ)(ウ)のいずれかに該当した場合、直ちに奨学金受給資格を喪失します。

②奨学金の返済

奨学金受給資格を喪失した場合は、原則として既に受領した奨学金から返済免除された額を除いた残額を、資格喪失後30日以内に一括して株式会社高垣組へ返済しなければなりません。

(3) 返済が遅延した場合

上記、(1)の②及び(2)の②のいずれかに定める返済を元奨学生及び元奨学金受給資格者が怠った場合、返済期限の日から支払完了の日まで、債務残額全額に対して年3パーセントの遅延利息金を付して、株式会社高垣組へ返済しなければなりません。

(4) 上記(1)及び(2)を変更する場合

資格試験制度の変更や、東海工業専門学校金山校での学科・専攻科の再編等の事情変更により、上記(1)及び(2)について変更する必要性が生じた場合には、現在の基準と照らし合わせ同等となるよう、株式会社高垣組と東海工業専門学校金山校が協議の上、変更します。変更内容については、奨学生、奨学金受給資格者に書面にて通知するものとします。

15. 奨学生資格及び奨学金受給資格喪失時の奨学金返済に関する配慮

奨学生資格及び奨学金受給資格喪失時の奨学金の返済については、原則として資格喪失後30日以内に既に受領した奨学金から返済免除された額を除いた残額を一括返済

するものとしませんが、返済方法（期限、回数、手段など）に関しては、入学前及び在学中に奨学生資格を喪失した場合は東海工業専門学校金山校と株式会社高垣組が元奨学生及びその連帯保証人と協議し、対象学科卒業後に奨学金受給資格を喪失した場合は株式会社高垣組が元奨学金受給資格者及びその連帯保証人と協議し、経済的状況などの諸事情を勘案の上で最終決定するものとしします。奨学金返済にあたって、株式会社高垣組は、一方的な返済請求または債権譲渡を行わないものとしします。

1 6. 他の奨学金等との併用について

原則、日本学生支援機構の奨学金や文部科学省の実施する高等教育の修学支援新制度との併用は可能とししますが、特定の企業に入社することで奨学金の返済を免除する奨学金との併用は不可とし、最終的には奨学金申請者からの申告を元に、株式会社高垣組が判断を行います。

1 7. 入社予定先の決定

株式会社高垣組への入社を希望する場合、入社予定先については、奨学生の希望を考慮の上、対象学科を卒業する1年前までに決定する予定です。

1 8. 書類提出先

奨学金制度事務局 宛て
(株式会社高垣組 管理部内)
所在地 : 〒501-4204
岐阜県郡上市八幡町旭1035番地
電話番号 : 0575-65-2137

1 9. その他

- (1) 奨学金申請者、奨学生、奨学金受給資格者及び連帯保証人に関して重要な事項に異動（住所・電話番号などの連絡先の変更、奨学金制度に関する資格喪失にかかわること、連帯保証人の失業、破産などの経済状態の大きな変化など）があった場合、入学前及び在学中は直ちに東海工業専門学校金山校及び株式会社高垣組に報告を行い、対象学科卒業後は株式会社高垣組に報告を行うものとしします。
- (2) 上記、(1)のため、奨学金申請者、奨学生、奨学金受給資格者は、上記(1)の異動情報や東海工業専門学校金山校の入学試験の成績、在学中の学業成績、その他奨学金制度の運用に必要な個人情報をその運用に必要な範囲内で利用する目的で東海工業専門学校金山校が株式会社高垣組に提供し、これを株式会社高垣組が利用することにつき予め同意します。

以上